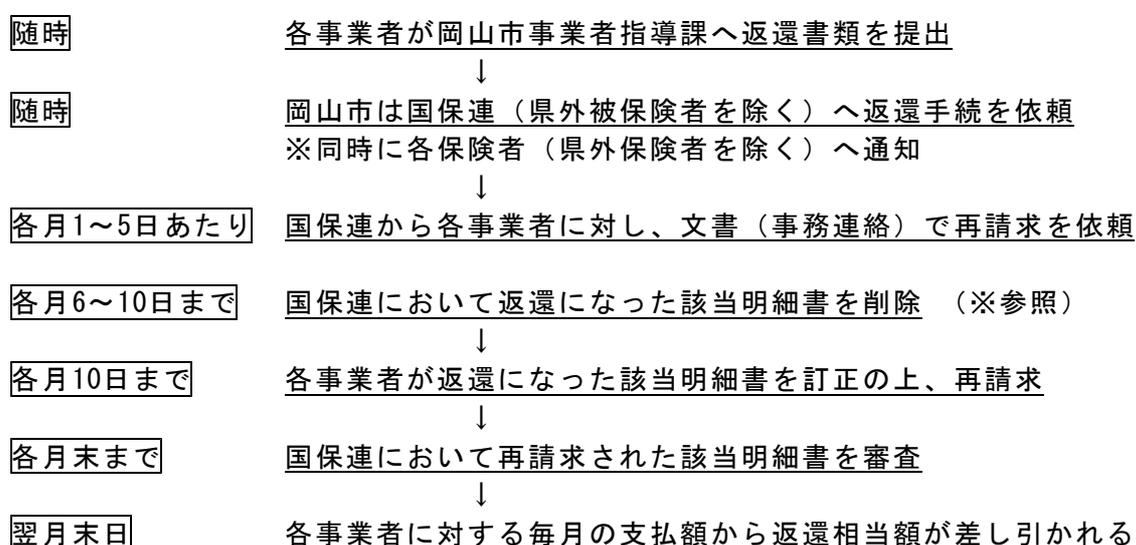


介護サービス費の返還手続について

- ◎返還手続については、返還の指示を行った岡山市事業者指導課に対し、別添「返還同意書」「返還一覧表」「保険者別集計表」を提出することによって行います。
- ◎「返還一覧表」については、別途メールによりお渡しする「MSエクセル」のファイルに入力し、これを打ち出したペーパーとともに入力済みのファイルをメールにより岡山市に提出してください。（事業所に「MSエクセル」のソフトがない等の理由により、電子データでの処理ができない事業者の方は、あらかじめ岡山市へ御連絡ください。）
- ◎「返還一覧表」は、保険者ごとに別ページとしてください。
- ◎返還に係る手続フローは下記のとおりとなります。



※＝国保連から依頼があった場合は、すぐに再請求が行えるよう、あらかじめご準備をお願いします。（再請求が遅れ、翌月になった場合は、報酬が返還部分だけでなく、全額が減額されることになります。）

- ◎上記のとおり、診療報酬の返還手続と異なり、過誤請求した該当明細書を打ち直し、再請求を行わなければならないことに御留意願います。
- ◎上記の手続フローどおり、同月内に処理できれば、介護報酬は、翌月において返還部分のみ差し引かれることになります。

（注意） 県外被保険者の取り扱い

岡山県以外の被保険者については、上記の処理での過誤調整を行うことはできません。指導後、速やかに、該当する県外の保険者に過誤の申立を行い、自主返還が完了したときは、返還金額等が確認できる書類（過誤申立依頼書等）を提出してください。